消 食 表 第 5 2 8 号 平成23年12月27日

都道府県知事 各 保健所設置市長 特 別 区 長

消費者庁次長

「食品衛生法に基づく添加物の表示等について」の一部改正について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第155号)及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成23年厚生労働省告示第476号)が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)及び食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正されたところであるが、これらの改正等に伴い、「食品衛生法に基づく添加物の表示等について」(平成22年10月20日付け消食表第377号消費者庁次長通知。以下「次長通知」という。)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、関係者に対する周知をお願いする。

なお、改正後の次長通知全文を別添のとおり添付する。

食品衛生法に基づく添加物の表示等について (新旧対照表)

改正後(新)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成22年厚生労働省令第113号)及び食品、 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成22年厚生労働省令第113号)及び食品、 添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成22年厚生労働省告示第372号)が本日公布さ「添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成22年厚生労働省告示第372号)が本日公布さ れ.これにより食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。)及 れ,これにより食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。)及 び食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正されたところで「び食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正されたところで

これに伴い、「食品衛生法に基づく添加物の表示等について」(平成8年5月23日付け衛化 これに伴い、「食品衛生法に基づく添加物の表示等について」(平成8年5月23日付け衛化 知を発出するものである。

なお、本通知の制定に伴い、旧通知は廃止する。

記

1 制度の概要

(1) 食品に係る表示について

府令第45号。以下「府令」という。)第1条第1項に掲げる食品に含まれる添加物につい ては、栄養強化の目的で使用した添加物、加工助剤及びキャリーオーバーを除き、すべて当 該添加物を含む旨(以下「物質名」という。)を表示するものであること。

イ~キ (略)

(2) (路)

2 運用上の留意事項

- (1) 食品に係る表示について
- ① 物質名表示関係

ア、イ (略)

ウ 既存添加物名簿(平成8年厚生省告示第120号。以下「名簿」という。)に掲げる添加物 (以下「既存添加物」という。)の物質名の表示は、名簿に掲げる名称又は別添1に掲げる 品名 (細分類の品名を含む。以下同じ。) により行うものであること。

エ~キ (略)

②、③ (略)

(2)、(3) (略)

別紙1~3 (略)

改正前 (旧)

第56号厚生省生活衛生局長通知。以下「旧通知」という。)を別添のとおり変更し,新たに通│第56号厚生省生活衛生局長通知)(以下「旧通知」という。)を別添のとおり変更し、新たに 通知を発出するものである。

なお、本通知の制定に伴い、旧通知は廃止する。

1 制度の概要

(1) 食品に係る表示について

ア 食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣 ア 食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(以下「府令」と いう。)第1条第1項に掲げる食品に含まれる添加物については、栄養強化の目的で使用し た添加物、加工助剤及びキャリーオーバーを除き、すべて当該添加物を含む旨(以下「物質 名」という。)を表示するものであること。

イ~キ (略)

(2) (略)

2 運用上の留意事項

- (1) 食品に係る表示について
- ① 物質名表示関係

ア、イ (略)

ウ 既存添加物名簿(平成8年厚生省告示第120号,以下「名簿」という。)に掲げる添加物(以下「既存添加物」という。)の物質名の表示は、名簿に掲げる名称又は別添1に掲げる品 名 (細分類の品名を含む。以下同じ。) により行うものであること。

エ~キ (略)

②、③ (略)

(2)、(3) (略)

別紙1~3 (略)

```
別紙4
別紙 4
                                                         各一括名の定義及びその添加物の範囲
            各一括名の定義及びその添加物の範囲
                                            1~6 (略)
1~6 (略)
                                            7 香料
7 香料
                                             (1)、(2) (略)
(1)、(2) (略)
(3) 添加物の範囲 以下の添加物を香料としての目的で使用する場合。
                                             (3) 添加物の範囲 以下の添加物を香料としての目的で使用する場合。
 (略)
                                              イソ吉草酸エチル
 イソ吉草酸エチル
 イソキノリン
                                              イソチオシアネート類
 イソチオシアネート類
                                              (略)
  (略)
                                              ピロリジン
 ピロリジン
 ピロール
                                             フェニル酢酸イソアミル
 フェニル酢酸イソアミル
                                              (略)
 (略)
                                            8~15 (略)
8~15 (略)
                                            別紙5 (略)
別紙5 (略)
                                            別添1~3 (略)
別添1~3 (略)
```